

高知地方・家庭裁判所合同委員会（第21回）議事概要

1 日 時

平成26年7月17日（木）午後3時から午後5時まで

2 場 所

高知地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員（五十音順，敬称略）

ア 地方裁判所委員会委員

朝 山 芳 史（家庭裁判所委員会委員を兼任）

池 田 あけみ

甲 斐 芳 郎

小 泉 武 嗣

武 田 義 徳

野 並 誠 二

藤 田 直 義

水 本 和 彦（家庭裁判所委員会委員を兼任）

明 神 康 喜

宮 地 宏 明

イ 家庭裁判所委員会委員

朝 山 芳 史（地方裁判所委員会委員を兼任）

五百蔵 誠 一

川 添 宣 和

島 田 京 子

鈴 江 功 武

竹 下 誠 一

藤 田 鉦 子

増 田 純 平

水 本 和 彦（地方裁判所委員会委員を兼任）

(2) 事務担当者等

河 野 恭 司（高知地方・家庭裁判所事務局長）

木 綱 清 隆（高知地方裁判所民事首席書記官）

青 野 早余子（高知地方裁判所刑事首席書記官）

小 畑 喜 彰（高知家庭裁判所首席家庭裁判所調査官）

松 本 省 二（高知家庭裁判所首席書記官）

小 西 常 雄（高知地方裁判所事務局総務課長）

杉 本 敦（高知地方裁判所事務局会計課長）

石 川 公 寛（高知家庭裁判所事務局総務課長）

近 森 基 靖（高知地方裁判所刑事訟廷管理官）

長 野 時 夫（高知地方裁判所事務局総務課課長補佐）

柏 井 泰 人（高知家庭裁判所事務局総務課課長補佐）

4 議事

(1) テーマ

裁判所における防災対策について

(2) 意見交換等

ア 河野高知地方・家庭裁判所事務局長から、裁判所における防災対策の実情等について説明が行われた。

イ 意見交換（○：委員，●：主に説明を担当した委員，事務担当者等）

□ 裁判所の防災対策の取り組みに対する印象，意見について

○ 震災時にパソコンや電話等の電源となる自家発電設備があると思うのですが，燃料の備蓄はどのようになっていますか。

● 自家発電設備は，地下にあります。燃料も備蓄をしておりますが，連

続運転をした場合、あまり長時間の稼働は出来ないようです。

- 発電設備は、一度浸水してしまうと使えなくなり、電力の供給が止まってしまう。

私が勤める会社では、自家発電機は高い位置にあるのですが、電力を配分する施設が地下にあって、浸水して供給が止まってしまうと放送設備が止まってしまう。

私が勤める会社では、電力を最低でも3日間は維持させようという目標を持っています。それは、先の東日本大震災の教訓を基にしています。3日分というと燃料が約1,8000ぐらいが必要になりますが、私が勤める会社では、それを置く場所が無いと言っており、それが悩みではあります。発電設備等の確保は大変重要になると思います。

それから、たちまち困るのはトイレが使えないことです。

また、私どもの仕事（放送）からすると、お話を伺う前は、裁判所の情報というのは、申し訳ないですが、それほど重視していませんでした。まずライフラインの確保という目標がある中で、県民の生命、財産等を守るということが最優先されますから、どのような情報が必要であるか取捨選択する必要があると思っています。その中で裁判所はどのような情報を流していただけることになるのでしょうか。

県庁の災害対策本部との連絡についてもアナログ方式になってしまいます。どのように連絡態勢を取るのかが課題になってきます。

あと、私どもの仕事で言えば、電源が止まるとパソコンが使えなくなるので、放送の原稿は、手書きになります。若い記者は、手書きの放送原稿を作成したことがありません。

我々は優先順位としてどういう情報を求めればよいかを考えないといけないと思います。

県民の生命、財産を守るための方策を考えるために、私も帰って、こ

の話を社内でしてみたいと考えています。

- イメージとしては、マスコミへの情報伝達手段がない場合は、ゴムボート等を整備して、職員が必要な情報を放送局等に持って行くのが現実的ではないかと考えています。当面、被災後は裁判が中止になりますので、「高知地方・家庭裁判所では、3日間裁判は実施されません。裁判期日は変更になりました。」というような情報発信を行っていくことになると思います。また、様々な訴訟に関する問合せ窓口を開設することを考えています。電話での問合せのほか、窓口に来ていただければある程度の対応が出来ると思っています。マスコミには、その点の御協力をお願いすることになると思います。
- 阪神大震災や東日本大震災レベルの発災後に裁判所として生ずる業務は、どのようなものがあって、時系列順だとどのようになるのでしょうか。
- 発災後に生ずる業務は、避難してくる被災者に対するケア等が主になると思います。裁判事務関連は、被災後すぐにはないですが、復旧状況に合わせて、国民の方々の財産、相続、不在者の関係など、色々な法的ニーズが発生してくると思いますので、それらの問題に対する相談対応などがあると思います。それらは、通常の業務と違って新しく生ずる業務ではないかと思っています。
- 震災によって、建物が倒壊してしまうとか、強制執行しないといけないというような状況になって、裁判所が何らかの判断をしなければ、次の手が打てないという状態が出てくるのではないかと予想されるのですが、そのような事例はないのでしょうか。
- 発災後、裁判所がすぐに対応しなければならないということではなく、ある程度時間をかけて復旧しながら、様々な問題を解決していかなければならないと思っています。防災対策では、一定程度復旧してから対応

する業務については対象としていませんので、とりあえず業務を継続するために何が必要なのかという観点から検討していただければと思います。

- その対応がもし出来ていないとすると、裁判所に対するニーズがあっても、それに対応できなかったという可能性があると思ったのですが、その点は、この辺で置いておきます。

ところで、本庁で津波浸水が0.2～0.3mということでは、特に津波の被害はないと思うのですが、津波による浸水期間が数週間あるとすると、その期間は、役所に来庁できないという状況が続きます。浸水している所以外については、その間通常の生活が営まれるわけですが、長期に機能が止まってしまうことになると裁判が出来なくなり、まずいのかなと思いました。

建築構造の立場から言いますと、液状化が起こったとしても多少の建物損壊はあっても、人命にかかわる様なことは無いので、液状化については、それほど重きを置いていません。しかし、本庁は、普段は下水道を使っていると思うのですがこれが止まると、機能面をどうするかということが問題になります。例えば、下水道が止まってしまうと、普段は使わないですが、バックヤードに浄水槽を置いて下水道の代わりに浄水槽に切り替えて使用することも出来るというようなことがあります。もっとも電気が止まってしまうと機能しないことになってしまいます。

あと、須崎支部のように10mも浸水するということになると、建物全部が水に浸かってしまって、復旧するのはすごく困難になると思います。そうすると最低限利用出来るものは何なのかということを経営的に検討していくことが大事になると思います。

- 専門家の方からの意見は大変参考になりました。浸水が続いているとき、業務として何が出来るのか非常に重要な問題で、それを検討してい

かなければなりません。その点から他に意見はございませんか。

- 安芸，須崎支部では，震災によって，建物が水に浸かってしまう可能性があるわけですが，データ保存に関して，紙媒体で保存しているのでしょうか。本庁は，安定した地盤で安全だと思われませんが，安芸，須崎支部については，本庁に少しずつ運んでいるとか，具体的にどのようにされているのでしょうか。
- 須崎支部では，10mの津波が来た場合，事件記録の復元などについて，どうするかという問題があるのですが，事件記録を移動するという問題を含めて今後の検討課題であると考えています。
- 私の勤務する医療職場では，救急病院間で協力して，特に救急医療データについて，デジタルのデータを県外の安全な場所に移動しておくというような相談をしているところです。
- 須崎支部は，気密室を構えて，水の入らない部屋で保存することになっていますが，事件記録や裁判書などを全てそこに保存できるかというところがあります。また，最近は，情報システムで裁判情報を保存等するようになっており，中央でデータを集中的に保存管理するような運用を徐々に進めているところです。しかし，現時点では，データのバックアップを取って，持ち出すというような方法が主になります。
- 所属されている職場や組織等における防災対策について
 - 私の勤める会社では，発災時にメールサーバーが活着しているという想定で，社員全員に安否確認メールの送信を実施しました。内容は，被災したかどうか，家族若しくは本人は安全か，出社できるかです。何度か訓練を実施しましたが返答率は7割程度です。

後は，私の勤める会社には，ボートがあります。昭和51年の豪雨の際には，1m余りの浸水があり，ボートが活躍したこともありましたので，その時の名残です。当社の所在地の津波到達予想は，1.5mの浸

水があるとされていますので、またボートが必要になるかもしれません。

また、最近の家庭では、ラジオを持っていない家が多いです。なおさら若い方は、ラジオを聞いていないし、家に持ってないのではないのでしょうか。ですから、私は、緊急避難時、携帯電話を持って逃げようと思っています。テレビはワンセグで見えるし、ラジオも聴ける。

- 検察庁では、来庁者、身柄の被疑者、それ以外に参考人等がいますから、業務時間中には、そういった方の安全確認が最優先されなければならないと思っています。業務終了後については、庁舎内に誰もいないので、最初は、当庁の半径500m以内に居住する幹部職員が優先的に登庁することになっています。

今のところ高知市の津波避難指定ビルにはなっていませんが、ヘルメットは全職員プラス来庁者用として70個を準備し、食料と水の備蓄は、全職員の3日分、4年後には7日分を備蓄することを考えています。これは、避難してこられた周辺住民のことも想定して増やしていく予定になっています。

支部については、裁判所と同じで安芸、須崎支部は津波の恐れがあります。須崎支部は、新庁舎の最上階に建っていますので、津波の直接浸水の恐れはありませんが、避難しないといけないので、その避難訓練を実施しています。

定期的な防災訓練としては、警備会社と契約している関係で、安否確認訓練を年に2、3回はしています。携帯電話、スマホ、持っていない人は電話になりますが、確認したことを何らかの方法で必ず回答することを徹底して行うようにしています。

また、年に1回、今年も秋に予定していますが、同居する他の官庁と合同で総合訓練を実施する予定になっています。

- 私は、県立美術館に勤めています。10数年前に大浸水がありまして、

建物はすっかり浸かってしまいました。高知県に居住されている方はご存知で、今も不安に思っておられる県民の方も多いと思います。今のところ、震災発生時は、1～2mの浸水想定になっており、庁舎の2階までは、4.8mありまして、2階までは浸水して来ないだろうと思っています。その点、浸水対策は立てやすくなりました。

備蓄については、水と食料について、約630人の方の2日間分を準備しています。

また、浸水時用にゴムボートを用意しています。浸水すると、入口は2階になるので、縄梯子を準備しています。ところが、縄梯子はかなり腕力がないと上がりません。これは、体験してみないとわかりませんでした。今度、避難訓練を実施する予定ですが、ゴムボートを膨らませるのにどれくらい時間がかかるか、縄梯子と同じように試してみたいと思っています。

震度4の地震があった時、全職員に連絡を取る訓練を実施したところ、全員には取れませんでした。休暇中の人には、個別に各家庭に電話連絡を入れましたが、通じない職員もいましたので、その後は、必ず携帯電話を所持するようという指示を出しています。その点、震災対策は、まだまだ不十分だと思っています。

- 私の会社は、卸売業を行っております。震災時は、復旧資材の提供が使命になると考えています。もし、震災ということになりますと、弊社でも一斉メールを導入しておりまして、大阪のサーバから約320名の社員に対してメールが送られてくることになっています。

本社は、本町にありますが、物流拠点は、南御座にあります。本町は、浸水は少ないと思いますが、南御座は、相当の浸水の恐れがあって、浸水時間も長くなると想定されます。このため、震災発生時の物流拠点は、高松の支店を考えています。その場合、高速道路が寸断されて資材の供

給ができないことが心配されますが、南御座よりはいいだろうと考えておりますし、対策本部も本町には社長が居ますし、浸水の恐れが少ない神田の方に取締役の総務担当者が居ますので、そういったことがBCPに入っています。

□ 地域や他機関との連携等で留意すべき事項等について

- 先ほどから聞いていて、裁判所の業務が県民の方に認知されているかというところでもない面があると思いました。裁判所の仕事が重要な仕事で、関係する方々には大切な仕事であることがよくわかりましたが、発災直後とその後長期的にどのような対応を行うかということを区別されて、それぞれの対策を検討し、日頃、県民に馴染みのない仕事もありますので、この仕事についてこのケースではこの関係機関と連携していく等、具体的な計画を立てられることが望ましいと思いました。

また、津波避難ビルに指定されていることをお伺いしましたが、近隣住民の方々が避難して来られる以上、具体的にどれだけ備蓄してあるのか、トイレの問題をどうするのかといった点を考えておかないといけないと思います。それらの点をよく考えられて、もう1歩踏み込んで、関係する機関との情報共有を図られて、可能であれば、避難訓練等をされてもいいのではないかと思います。

- これは弁護士会との協力も必要なわけですが、例えば、裁判員裁判で法廷の傍聴席が一杯で当事者もそろっている想定で避難訓練を実際にやってみることも必要ではないでしょうか。検察官や弁護士、場合によっては刑務官もそろってシミュレーションをしてみると問題の有無が判断できるのではないのでしょうか。実際に訓練するとなれば、検察庁にも連絡をいただければと思います。

● これについては、弁護士会も是非御協力をお願いします。

- 高知市から防災都市計画がもうすぐ出されると思いますが、その中で、

とても良いと思ったのは、この機関は、この時期にこれをやってくださいというような情報がありました。高知市は、色々な困難がありますが、これを期待してこういう活動をしますよということです。今お話の中で相談等の話がありましたが、ぜひ裁判所のBCPの中で、私達はこう頑張りますので、そのためには報道機関は、このような協力をして下さいというように明示的に書いていただくと、役割分担が明確になります。できるかどうかは別ですが、お互いの協力関係を作っていく上で大事なことではないかと思いました。

- 裁判所は、津波避難ビルの指定を受けているようですが、被災して周辺住民の方が避難してくると想定して、裁判所が受け入れてくれるということを周辺住民の方はご存知なのでしょうか。その点の情報共有は、どの程度出来ているかが気になりました。

また、ここはプライバシーを扱う場所でもありますが、一般の方を庁舎に受け入れた場合、どこまでがパブリックスペースでどこまでが秘密を守らなければいけない場所か、その線引きがどこまでできているのでしょうか。避難した人は庁舎内を自由に動くことが出来るので気になりました。

- 後者については、廊下とエレベーターホールは、一般の方に自由に入りしていただいて構わない所だと思っております。一方、事務室は、プライバシーや個人情報を扱うため、その立ち入りを御遠慮していただく場所になると思います。
- 人は勝手に動くことも多いと思います。
- その場合の誘導等については、また検討させていただきたいと思います。

5 次回開催予定

- 地方裁判所委員会

ア テーマ

民事事件処理の強化について

イ 開催日

平成27年1月27日（火）

家庭裁判所委員会

ア テーマ

家事調停について

イ 開催日

平成27年1月20日（火）

開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室